平成２２年（フ）第１７９３号
広島市南区宇品御幸３丁目７番13号１－Ｂ
債務者　金子由美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０１号
広島県廿日市市串戸１丁目６番６－204号
債務者　野村　久人
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５７号
広島市安佐南区沼田町大字伴7839番地１　コーポ下向３
債務者　宮崎　清美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８号
愛媛県松山市桑原４丁目７番15号
債務者　若宮　公香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０３号
愛媛県松山市立花４丁目８番19号　コーポフレンズ立花201号
債務者　谷本　礼子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６２０号
愛媛県松山市南高井町825番地
債務者　井門　逸明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６２２号
愛媛県松山市南高井町825番地
債務者　井門　沙織
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９８号
愛媛県西条市丹原町高松甲1362番地
債務者　佐伯　敬子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１９９号
愛媛県西条市三津屋南４－16　フレッサⅠ－302、住民票上の住所愛媛県西条市丹原町高松甲1362番地
債務者　佐伯　美和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０３号
愛媛県新居浜市磯浦町11番22号
債務者　大西　　彪
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０４号
愛媛県新居浜市磯浦町11番22号
債務者　大西　和美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１１号
愛媛県四国中央市土居町北野甲1759番地６
債務者　植村多美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２１８号
愛媛県新居浜市東田１丁目甲1246番地の２
債務者　大西　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２５号
愛媛県新居浜市高木町10番16号
債務者　藤枝　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２６号
愛媛県新居浜市高木町10番16号
債務者　藤枝真優美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２７号
愛媛県新居浜市高木町９番８号
債務者　神野ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４２号
福岡県田川市大字位登124番地９　コーポユーカリ101号
債務者　園田　昭二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所田川支部